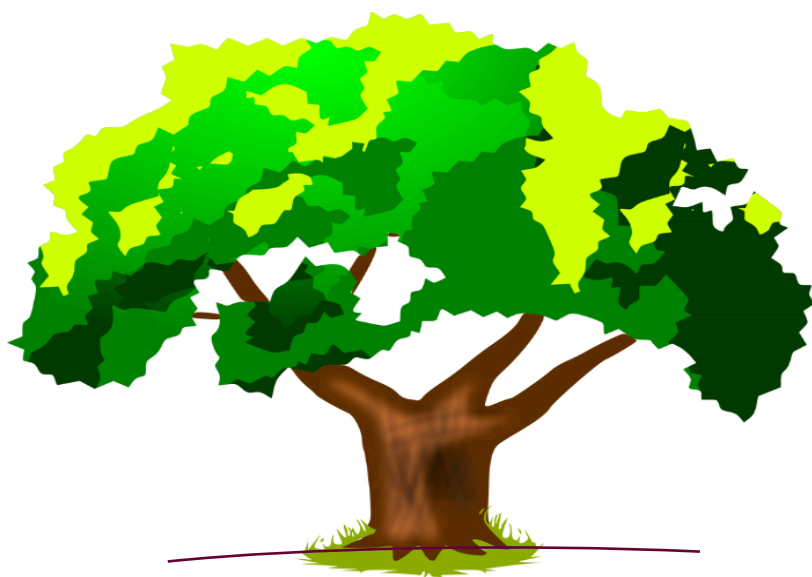


多摩市グリーン購入ガイドライン



多 摩 市

令和7年9月

目 次

1 用語の定義	1
2 環境ラベルの説明	1
3 物品を購入する場合	3
4 分類ごとの特定調達品目と判断基準	
(1)紙類	5
(2)印刷物	6
(3)文房具・事務用品	7
(4)オフィス家具	9
(5)画像機器等	10
(6)電子計算機(パソコン)等	12
(7)オフィス機器等	13
(8)移動電話等	16
(9)家電製品	17
(10)照明	18
(11)自動車	19
(12)消火器	20
(13)作業手袋	20
(14)衛生用品	21
5 公共工事関係	
(1)公共工事における資材、建設機械、工法及び目的物	22
6 普及・啓発等に係る環境配慮	
(1)イベントの運営	24
(2)ノベルティ等提供物の調達	25
7 会議運営	
(1)会議運営	26
改版履歴	27

1 用語の定義

ア 特定調達品目

- (1) 日常的に使用するもの
- (2) 日常的に購入するもの

イ 判断基準

特定調達品目の適合品であるための基準。

ウ 配慮事項

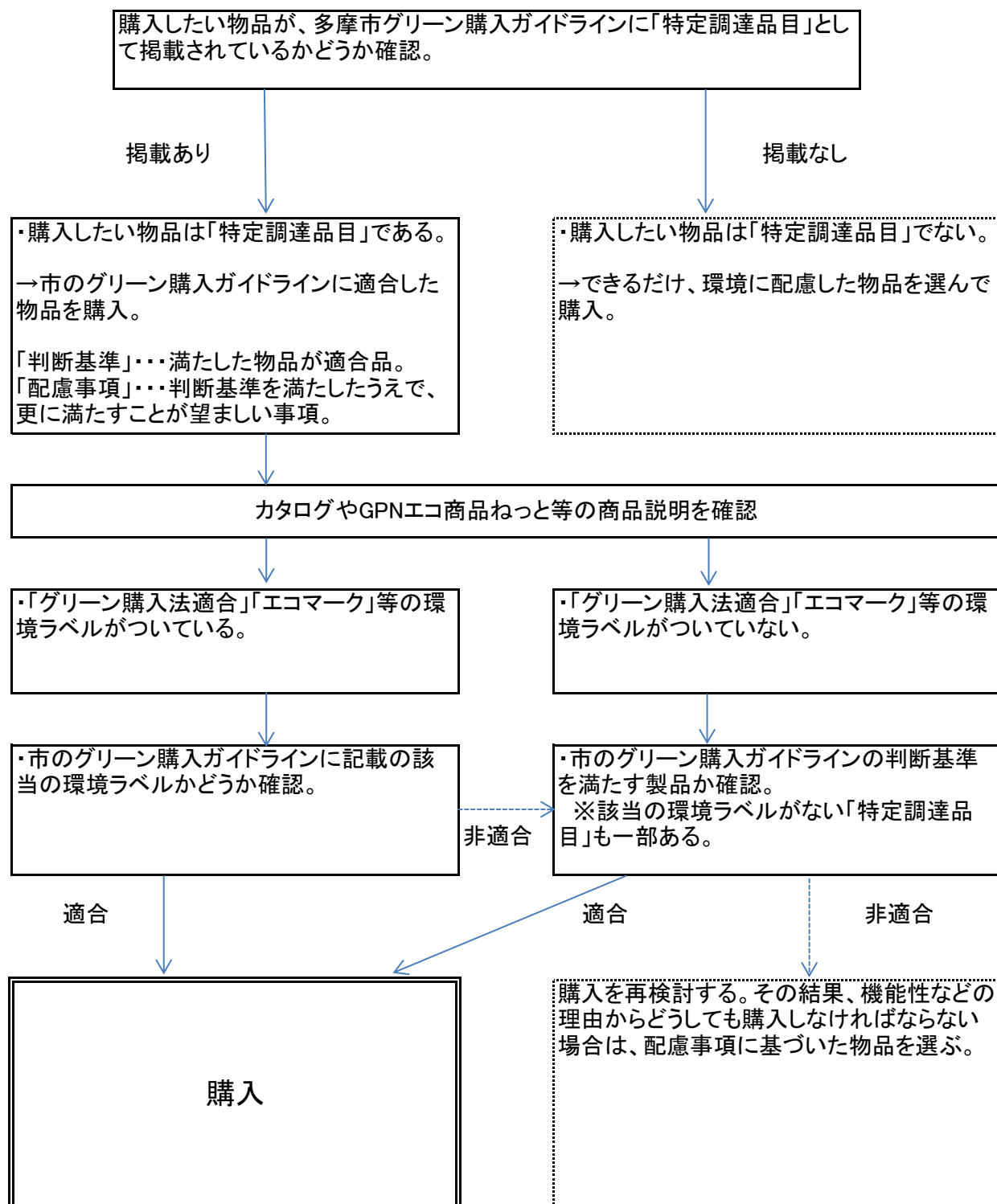
特定調達品目の適合品であるための要件ではないが、調達にあたって、更に配慮することが望ましい事項。

2 環境ラベルの説明

環境ラベル	内 容
 グリーン購入法 適合 カタログ等により 表現方法が異なります。 (G法など) グリーン購入法適合商品	グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)第6条に定められた特定調達品目およびその判断基準に合致した商品のこと。カタログや事業者により「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法は異なります。
 エコマーク	様々な商品(製品およびサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。このマークを活用して、消費者のみなさんが環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としています。
 JOIFAグリーンマーク	一般社団法人日本オフィス家具協会(JOIFA)がグリーン購入法の普及と識別を目的として制定した統一マークです。
 国際エネルギースタープログラム(エネスタ)	パソコンなどのOA機器において、消費エネルギー基準を満たす製品に表示されています。国際エネルギースタープログラムは、米国、日本などが協力行っている国際的な制度です。対象製品が自社または第三者機関にて基準を満たした製品であることを確認し、経済産業省に届出を行うことにより、ロゴを製品などに表示できます。
 省エネ ラベリング制度	家電製品が国の省エネルギー基準をどの程度達成しているか、その達成率(%)をラベルに表示するものです。 省エネ性能の優れた製品(省エネ基準達成率が100%以上の製品)には緑色のマーク、未達成(100%未満)の製品には橙色のマークが表示されています。
 (日本産業規格) JIS マーク	産業標準化法第30条第1項などに基づき、国に登録された機関(登録認証機関)から認証を受けた事業者(認証事業者)だけが、認証を受けた鉱工業品等に対して表示することができます。取引の単純化、品質の向上ほか、鉱工業品等の互換性、安全・安心の確保及び公共調達等に大きく寄与しています。

 モバイル・リサイクルネットワーク 携帯電話からリサイクルに貢献	メーカー、ブランドに関係なく携帯電話、PHSの本体、充電器、電池を無償で回収している店のマークです。
 統一省エネラベル	市販されている製品の個々の省エネ性能を表しています。製品の中で相対的に位置づけた多段階評価、年間の目安電気料金等を表示しています。 省エネ性能が優れている順に、5.0～1.0までの0.1きざみの評価点と、評価点に応じた★の数が表示されています。
 低燃費タイヤ統一マーク	タイヤ購入時に低燃費タイヤの性能が、ひと目で分かるようにグレード(等級)分けをラベル表示したものです。 左図のような表示のあるタイヤは、転がり抵抗性能がAAグレード、ウェットグリップ性能がCグレードであり、更に、低燃費タイヤであることを示します。
 FSC森林認証制度	適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証(FM認証)」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証(CoC認証)」の2種類の認証制度です。
 PEFC森林認証プログラム	持続可能な森林管理のために策定された国際基準(政府間プロセス基準)に則って林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」、および、紙製品や木材製品など林産品に関して、森林管理認証を受けた森林から生産された木材やリサイクル材を原材料として一定の割合以上使用していることを第三者認証するCoC認証があります。
 間伐材マーク	間伐材を用いた製品に表示することが出来るマークです。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するものです。 マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類あります。
 SGEC森林認証	木材の持続的生産はもとより、森林生態系の健全性、生物の多様性、水源かん養など公益的機能の高度発揮、地域社会との継続的な繋がりになどに配慮した持続可能な森林経営を進めるための国際認証制度のひとつです。
 GPNエコ商品ねっと掲載マーク	グリーン購入ネットワーク(GPN)が運営する「エコ商品ねっと」掲載商品されている商品。 グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究などを行う全国組織グリーン購入ネットワーク(GPN)が運営する「エコ商品ねっと」に掲載されている商品です。「エコ商品ねっと」は、日本最大級の環境情報データベースで、グリーン購入法適合商品やエコマーク認定商品等、多様な製品・サービスの環境情報を掲載しています。 https://www.gpn.jp/econet/

3 物品を購入する場合



※単価契約をしている物品は、必ず単価契約をしている業者から購入すること。

【 参 考 】

このようにグリーン購入品を
選びましょう !!!



このようなラベルが
目印だよ！



「椅子」を購入したい場合
(多摩市グリーン購入ガイドライン有り)

(4) オフィス家具



書類を整理する「個別フォルダー」を購入したい場合
(多摩市グリーン購入ガイドラインにはない品物の購入の場合)

このような
ラベルが目
印だよ！

(3) 文房具・事務用品



グリーン購入法
適合

グリーン購入ガイドライン
にはない物品（特定調達品
目以外）等の購入について
も可能な限り、環境に配慮
した物品等を購入しましょ
う！！！！

< 参 考 >

- 環境省 グリーン購入法
- 環境省 グリーン購入の調達者の手引き
- 環境省 グリーン購入取組みガイドライン



4 分類ごとの特定調達品目と判断基準

(1) 紙類

特定調達品目		該当ラベル	判断基準	配慮事項
複写機用紙	コピー用紙	グリーン購入法適合	- 総合評価値が80以上 - バージンパルプの合法性の担保 - 総合評価値・内訳の表示	総合評価値がより高いものであること。(塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙に適用)
	塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 (アート紙、コート紙等)	 総合評価値 80	- 総合評価値が80以上 - 原料の持続可能性の担保(※注 以外の原料の不使用) - バージンパルプの合法性の担保 - 総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供	- 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること - バージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
OA用紙(フォーム用紙等)		 グリーン購入法適合	- 古紙パルプ配合率70%以上 - 白色度70%程度以下(フォーム用紙) - バージンパルプの合法性の担保 - 塗工量が両面で12g/m²以下(フォーム用紙) - 塗工量が両面で20g/m²以下、片面12g/m²以下(インクジェットカラープリンター用塗工紙)	簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負担低減に配慮していること

※注 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ、その他の持続可能性を目指したパルプ

●環境に配慮したバージンパルプとは

- 原料となる全ての木材等は、原料産出国(木材伐採地)の法律・規則を守って生産されたものでなくてはならない。
- 森林環境に配慮した「森林認証材」や「植林材」、資源の有効利用に資する「再・未利用材」等からつくられていること。
- 塩素ガスを使わずに漂白されたものであることが望ましい。

※古紙以外のバージンパルプ(古紙パルプ100%以外の場合)については、下記の森林認証マークのいずれかがあること。



FSC森林認証制度



PEFC森林認証プログラム



間伐材マーク



SGEC森林認証

●総合評価値については、グリーン購入法(国)を参照すること。

(2) 印刷物

該当するいずれかのラベルがある(複数貼られている場合もある)か、もしくは判断基準を満たしているもの	参考となる環境ラベル等  グリーン購入法適合商品  エコマーク  総合評価指標の表示 ※エコマーク認定品 (NO, 106、107、108) はグリーン購入法に適合しています。		
特定調達品目	該当ラベル	判断基準	配慮事項
パンフレット類(パンフレット、ポスター、チラシ等) 報告書類	  	- 総合評価値が80以上 - 総合評価値・内訳の表示(コピー用紙) - 総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供(印刷用紙)	- 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること - 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮していること - バージンパルプの持続可能性が確認されていること

●環境に配慮したバージンパルプとは

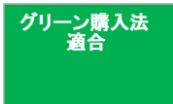
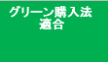
- 原料となる全ての木材等は、原料産出国(木材伐採地)の法律・規則を守って生産されたものでなくてはならない。
- 森林環境に配慮した「森林認証材」や「植林材」、資源の有効利用に資する「再・未利用材」等からつくられていること。
- 塩素ガスを使わずに漂白されたものであることが望ましい。

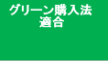
※持続可能性が確認されているマーク

 FSC森林認証制	 PEFC森林認証プログラム	 間伐材マーク	 SGEC森林認証
---	--	---	---

●総合評価値については、グリーン購入法(国)を参照すること。

(3) 文房具・事務用品

該当するいずれかのラベルがある(複数貼られている場合もある)か、もしくは判断基準を満たしているもの		参考となる環境ラベル等	
		 グリーン購入法適合商品	 エコマーク *エコマーク認定品(NO, 112)はグリーン購入法に適合しています。
			 GPNエコ商品 ネット掲載マー
特定調達品目	該当ラベル	判断基準	配慮事項
文房具・事務用品の共通基準		■ 共通基準 【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】 ・再生プラスチック配合率40%以上(ポストコンシューマ材料は20%以上)又はバイオマスプラスチックを使用 ※いずれもプラスチック重量比 【金属を除く主要材料が木質の場合】 ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材の使用 【金属を除く主要材料が紙の場合】 ・古紙パルプ配合率50%以上 ・バージンパルプの合法性の担保	【主要材料がプラスチックの場合】 ・プラスチック製の包装又は梱包材には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること ・古紙パルプ配合率、再生可能プラスチック配合率が可能な限り高いものであること ・簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負担低減に配慮していること
筆記類	鉛筆 (色鉛筆含む)		・共通基準
	シャープペンシル (ノック式、回転式、複合筆記具等)		・共通基準
	シャープペンシル替芯		・共通基準
	ボールペン		・共通基準に加え、芯が交換できること
	マーキングペン (蛍光ペン、油性マーカー、ペイントマーカー、名前書き用マーカー、サインペン、ホワイトボード用マーカー、OHP用マーカー、筆ペン、万年筆等)		・共通基準
テープ類	クラフトテープ		・古紙パルプ配合率40%以上
	製本テープ		・共通基準
	セロハンテープ		・共通基準
	粘着テープ		・布粘着は 再生プラスチック配合率40%以上。又は、バイオマスプラスチックの使用
	両面粘着紙テープ		・古紙パルプ配合率40%以上
紙製品	インデックス		【主要材料が下記を満たすこと】 ・再生プラスチック配合率70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 ・古紙パルプ配合率70%以上
	けい紙 (模造紙、方眼紙、レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ、メモ帳、原稿用紙、伝票、便せん、計算用紙、集計用紙等)		・主要材料が古紙パルプ配合率70%以上 ・塗工されているものは塗工量が両面で30g/m ² 以下。又は、塗工されている印刷用紙の判断の基準を満たすこと ・塗工されていないものは、白色度が70%程度以下 ※印刷用紙の判断基準とは「総合評価値80以上かつリサイクル適性Aランク」であること

	タックラベル		【主要材料が下記を満たすこと】 ・再生プラスチック配合率70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 ・古紙パルプ配合率70%以上	
紙製品	ノート		・主要材料が古紙パルプ配合率70%以上 ・塗工されているものは塗工量が両面で30g/m²以下。又は、塗工されている印刷用紙の判断の基準を満たすこと ・塗工されていないものは、白色度が70%程度以下 ※印刷用紙の判断基準とは「総合評価値80以上かつリサイクル適性Aランク」であること	
	パンチラベル		・共通基準	
	封筒(紙製)		・古紙パルプ配合率40%以上 ・窓付き封筒の場合には、窓部分はグラシン紙等(紙製)であること	
	付箋紙		【主要材料が下記を満たすこと】 ・再生プラスチック配合率70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 ・古紙パルプ配合率70%以上	
のり類	液状のり(補充用含む)			
	固形のり(補充用含む)			
	テープのり		・共通基準	
	澱粉のり(補充用含む)			
	ファイル・バインダー類			
	スタンプ台		【主要材料が下記を満たすこと】 ・再生プラスチック配合率70%以上 ・古紙パルプ配合率70%以上	
	朱肉			
	定規 (直線定規、三角定規、分度器等)		・共通基準	
	墨汁			
	消しゴム			
	ステープラー(汎用型)		【主要材料が下記を満たすこと】 ・再生プラスチック配合率70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 ・古紙パルプ配合率70%以上 ※機構部分を除くプラスチック重量比	
	ステープラー(汎用型以外)			
	ステープラー針リムーバー		・共通基準	
	事務用修正具(液状)			
	事務用修正具(テープ)		【主要材料が下記を満たすこと】 ・再生プラスチック配合率70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 ・古紙パルプ配合率70%以上	
	カッターナイフ			
	はさみ		・共通基準	
	黒板拭き			
	チョーク		・再生材料10%以上	
	グラウンド用白線 (スポーツ石灰)		【主要材料が下記を満たすこと】 ・再生材料70%以上	

(4) オフィス家具

該当するいずれかのラベルがある(複数貼られている場合もある)か、もしくは判断基準を満たしているもの 参考となる環境ラベル等  グリーン購入法適合 グリーン購入法適合商品  エコマーク *エコマーク認定品(NO, 130)はグリーン購入法に適合しています。  JOIFAグリーンマーク *JOIFAグリーンマーク製品は、グリーン購入法に適合しています。			
特定調達品目	該当ラベル	判断基準	配慮事項
いす	  	■ 共通基準 【全品目(材料にかかわらず)】 ・保守部品又は消耗品は製造終了後5年以上供給 【主要材料がプラスチックの場合】 ・再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上又はバイオマスプラスチックが25%以上かつバイオベースポリマー含有率が10%以上 【主要材料が木材の場合】 ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ※間伐材に係る合法性確認の手続きは、クリーンウッド法の対象物品か否かで異なる。 ・ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m²h以下 【主要材料が紙の場合】 ・古紙パルプ配合率50%以上 ・バージンパルプの合法性の担保	・長期間の使用が可能な設計、再使用、再生利用が容易になるような設計であること。特に金属部分については、製品の長寿命化、省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ・使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ・原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ・定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。 ・ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ・簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ・包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること。
机			
棚			
収納用什器(棚以外)			
ローパーティション			
コートハンガー			
傘立て			
掲示板			
黒板			
ホワイトボード			
個室ブース			
ディスプレイスタンド			
大部分の材料が金属類(95%以上)の棚・収納用什器のうち収納庫・棚		・棚板の機能重量が0.1以下 ・単一素材分解可能率が90%以上 ・リデュース、リサイクルに配慮された設計	

(5) 画像機器等

該当するいずれかのラベルがある(複数貼られている場合もある)か、もしくは判断基準を満たしているもの		* 参考となる環境ラベル等																									
グリーン購入法 適合		エコマーク	国際エネルギースタープログラム(エネスタ)																								
グリーン購入法適合商品		エコマーク	国際エネルギースタープログラム(エネスタ)																								
*エコマーク認定品(NO. 155)認定品は、グリーン購入法に適合しています。		*エネスタ(Ver.3.0)適合機種は、グリーン購入法の消費電力に係る判断の基準を満たしています。(コピー機、リユース機、プロ用機器は、Ver.2.0を適用)																									
特定調達品目	該当ラベル	判断基準	配慮事項																								
コピー機 (複写機) 複合機	グリーン購入法 適合  	・国際エネルギースタープログラム適合(複合機Ver.3.0、コピー機Ver.2.0) 基準値1は下記の1～5の要件、基準値2は下記の2～5の要件を満たすこと。 1. 定量的環境情報(カーボンフットプリント)の開示 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 3. 製品の回収・リサイクルシステムの保有等 4. 少なくとも 25g を超える再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用(資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用) 5. 紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能	・簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負担低減に配慮していること ・ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること(コピー機等 3 品目に適用)。 ・電池には、カドミウム化合物、鉛化合物、水銀化合物が含まれないこと。 ・部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること(コピー機等に適用)。																								
プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ		・国際エネルギースタープログラム適合(ファクシミリVer.2.0、その他Ver.3.0) ・特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ・紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能(プリンタ・プリンタ複合機) ・少なくとも部品の一つへの再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用(インパクト方式の機器には非適用)(プリンタ・プリンタ複合機)	・一度使用された製品からの材料使用部品が可能な限り使用されていること(プリンタ等、ファクシミリに適用)。 ・包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること ・紙の使用量を削減できる機能を有すること(コピー機、プリンタ等)																								
プロジェクタ	グリーン購入法 適合 	・製品本体の重量が、下記の基準を満たすこと <table><tr><th>光源</th><th>タイプ</th><th>5000lm 未満(単位:kg)</th><th>5000lm 以上(単位:kg)</th></tr><tr><td rowspan="3">固体光源以外</td><td>一般品</td><td>0.0012×lm×1.0×1.0</td><td>0.0030×lm×1.0×1.0</td></tr><tr><td>短焦点</td><td>0.0012×lm×1.2×1.0</td><td>0.0030×lm×1.2×1.0</td></tr><tr><td>超短焦点</td><td>0.0012×lm×1.5×1.0</td><td>0.0030×lm×1.5×1.0</td></tr><tr><td rowspan="3">固体光源</td><td>一般品</td><td>0.0012×lm×1.0×2.0</td><td>0.0030×lm×1.0×2.0</td></tr><tr><td>短焦点</td><td>0.0012×lm×1.2×2.0</td><td>0.0030×lm×1.2×2.0</td></tr><tr><td>超短焦点</td><td>0.0012×lm×1.5×2.0</td><td>0.0030×lm×1.5×2.0</td></tr></table> ・消費電力が、下記の基準以下であること 消費電力の基準(W) = 0.070 × Φ × α × β + 85 Φ: 有効光束(lm) α: 超短焦点プロジェクタの場合は1.2、短焦点プロジェクタの場合は1.1、それ以外の場合は1.0 β: 固体光源の場合は1.5、それ以外の場合は1.0 ・待機時消費電力が0.4W 以下であること(ネットワーク待機時は適用外) ・光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法等に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ・保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造後2年以内とされていること。	光源	タイプ	5000lm 未満(単位:kg)	5000lm 以上(単位:kg)	固体光源以外	一般品	0.0012×lm×1.0×1.0	0.0030×lm×1.0×1.0	短焦点	0.0012×lm×1.2×1.0	0.0030×lm×1.2×1.0	超短焦点	0.0012×lm×1.5×1.0	0.0030×lm×1.5×1.0	固体光源	一般品	0.0012×lm×1.0×2.0	0.0030×lm×1.0×2.0	短焦点	0.0012×lm×1.2×2.0	0.0030×lm×1.2×2.0	超短焦点	0.0012×lm×1.5×2.0	0.0030×lm×1.5×2.0	・光源ランプの交換時期が 3,000 時間以上であること。 ・可能な限り固体光源ランプが使用されていること。 ・可能な限り低騒音であること。 ・定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。 ・回収、再使用又は再生利用及びリサイクルされない部品の適正処理のシステムがあること。 ・長寿命化・省資源化、部品の再使用、リサイクル設計がなされていること。 ・ハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること(筐体部分)。 ・再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ・マニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 ・簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
光源	タイプ	5000lm 未満(単位:kg)	5000lm 以上(単位:kg)																								
固体光源以外	一般品	0.0012×lm×1.0×1.0	0.0030×lm×1.0×1.0																								
	短焦点	0.0012×lm×1.2×1.0	0.0030×lm×1.2×1.0																								
	超短焦点	0.0012×lm×1.5×1.0	0.0030×lm×1.5×1.0																								
固体光源	一般品	0.0012×lm×1.0×2.0	0.0030×lm×1.0×2.0																								
	短焦点	0.0012×lm×1.2×2.0	0.0030×lm×1.2×2.0																								
	超短焦点	0.0012×lm×1.5×2.0	0.0030×lm×1.5×2.0																								

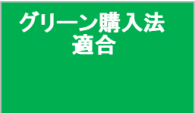
		表1 特定化学物質の含有率基準値 ・特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること	
トナーカートリッジ インクカートリッジ	グリーン購入法 適合 	・使用済カートリッジの回収システムがあること ・回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が下記の基準を満たすこと ア. トナーカートリッジ: 50%以上 イ. インクカートリッジ: 25%以上 ・回収部品の再資源化率が95%以上であること。 ・回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等した上で適正処理され、単純埋立されないこと ・トナー又はインクの化学安全性が確認されていること ・特定調達物品の使用が可能であること ・感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと(トナーのみ)	・回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること(トナーカートリッジ) ・各種システムの構築及び再資源化率を証明できる書類を備えていること。 ・簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

(6) 電子計算機（パソコン）等

該当するいずれかのラベルがある(複数貼られている場合もある)か、もしくは判断基準を満たしているもの	参考となる環境ラベル等  グリーン購入法 適合 グリーン購入法適合商品 *エコマーク認定品(NO. 119)認定品は、グリーン購入法に適合しています。  エコマーク *電子計算機(クライアント型)については、エネスタVer.8.0以上に適合する機種は、電子計算機の消費電力に係る判断の基準を満たしています。  国際エネルギースタープログラム(エネスタ) *電子計算機(サーバ型、クライアント型)については、省エネラベルの緑色のマークの製品は、消費電力に係る判断の基準を満たしています。  省エネラベル링制度		
特定調達品目	該当ラベル	判断基準	配慮事項
電子計算機 (パーソナルコンピューター)	グリーン購入法 適合   	- エネルギー消費効率が、ア又はイのいずれかを満たすこと 【サーバ型電子計算機】 ア. 省エネ法トップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) 【クライアント型電子計算機】 - 下記のいずれかを満たすこと ア. 省エネ法トップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) イ. 国際エネルギースタープログラム(Ver.8.0以上)の基準を満たすこと - 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公開されていること - 搭載機器・機能の簡素化がなされていること(一般行政事務用ノートPCに適用) - 少なくとも筐体又は部品の一つに、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックが使用される場合に適用)	・長寿命、省資源、再生利用しやすい設計であること。 ・バッテリーの駆動時間が必要以上に長くないこと(一般行政事務用ノートPCに適用)。 ・再使用部品が可能な限り使用されていること。 ・再生プラスチック、バイオマスプラスチックが可能な限り高い配合率で使用されていること。 ・再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ・マニュアルやリカバリ CD が削減されていること。 ・包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること
磁気ディスク装置	グリーン購入法 適合  	エコマーク (省エネルギー) ・省エネ法に基づくエネルギー達成率基準値を満たすこと - ディスクドライブ搭載数 ・1台以上11台以下(100%) ・12台以上かつ3.5型を含む構成(80%) ・12台以上かつ2.5型のみの構成(50%)	・回収、再使用、再生利用、適正処理のシステムがあること。 ・部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再使用部品、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ・簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
ディスプレイ	グリーン購入法 適合 	・国際エネルギースタープログラム基準適合(Ver.8.0) ・*国際エネルギースタープログラム基準適合機種は、消費電力に係る判断の基準を満たしています。 ・特定の化学物質が含有率基準値以下かつ、含有情報の公表 ・動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に復帰	・特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと(磁気ディスク装置に適用)。 ・プラスチック製の梱包又は包装への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用(磁気ディスク装置に適用)。 ・包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること(ディスプレイに適用)。

記録用メディア (CD、DVD、BD)	グリーン購入法 適合	【次のいずれかを満たすこと】 ・再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又は古紙パルプ配合率70%以上 ＊エコマーク認定品(No.112)は、グリーン購入法に適合しています ・スリムタイプ又はスピンドルタイプ ・バイオマスプラスチックの使用	・原料の原木は持続可能な森林から産出されたものであること(間伐材又は再生資源を除く)。 ・簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
--------------------------------	-----------------------	---	--

(7) オフィス機器等

該当するいずれかのラベルがある(複数貼られている場合もある)か、もしくは判断基準を満たしているもの	参考となる環境ラベル等  グリーン購入法適合 グリーン購入法適合商品  エコマーク  JISマーク		
特定調達品目	該当ラベル	判断基準	配慮事項
シュレッダー		- 待機時消費電力1.5W 以下 - 低電力モード又はオフモードへの移行時間は10分以下 - 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと	- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。 - 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 - 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 - 再使用部品、又は再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 - 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 - 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 - 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
デジタル印刷機		- エネルギー消費効率の基準を満たす ※エコマーク認定品は、グリーン購入法に適用します。 - 紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 - 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと	- インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 - 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 - 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 - 再使用部品、又は再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 - 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。 - 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 - 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
掛時計		【次のいずれかの基準を満たすこと】 - 太陽電池式(蓄電機能付で一次電池不要) - 太陽電池及び一次電池使用で一次電池が5年以上使用可能 - 一次電池が5年以上使用可能 ※エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています	- 使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと(掛時計に適用) - 再生プラスチックが可能な限り使用されていること(掛時計に適用)。 - 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

電卓 (電池式卓上計算機)	グリーン購入法 適合	・ 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されるもの ・ 再生プラスチック配合率40%以上又はバイオマスプラスチックが使用されていないこと ・ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと	
電池 (一次電池又は小形充電式電池単1～単4形)	グリーン購入法 適合 	・ 一次電池はアルカリ相当以上(マンガン電池でないもの) ・ 小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等 ※JISマーク製品のアルカリ電池以上の性能を持つ製品はグリーン購入法に適合しています	・ 使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ・ 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

(8) 携帯電話等

該当するいずれかのラベルがある(複数貼られている場合もある)か、もしくは判断基準を満たしているもの	参考となる環境ラベル等		
携帯電話 PHS スマートフォン	グリーン購入法適合 モバイル・リサイクル・ネットワーク エコマーク	グリーン購入法適合 モバイル・リサイクル・ネットワーク 携帯電話・PHSのリサイクルに貢献する。 エコマーク	参考となる環境ラベル等
特定調達品目	該当ラベル	判断基準	配慮事項
		・ア又はイのいずれかを満たしていること(携帯電話・PHS) ア. 搭載機器・機能の簡素化(通話及びメール機能等に限定) イ. アプリケーションのバージョンアップが可能 ・環境配慮設計の実施及びその内容のウェブサイト等への公表 ・回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること ・再使用又は再生利用できない部分は適正処理の実施 ・バッテリー等の消耗品の修理システム(部品を6年以上保有)の構築 ※スマートフォンについては、当面の間、消耗部品等の保有期限を3年以上で可とする。 ・特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること ・再生プラスチックの配合率又はバイオマスプラスチックの配合率(バイオベース合成ポリマー含有率)情報のウェブサイト等における開示(プラスチックが使用されている場合)	・省電力化、充電器の待機時消費電力の省エネ化がなされていること。 ・希少金属類(レアメタル・レアアース)を減量・代替する取組がなされていること。 ・部品の修理システム、部品の保管システムがあること。 ・筐体へのハロゲン系難燃剤の使用が抑制されていること。 ・筐体又は部品に再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックを使用している場合)。 ・簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ・製品の包装又は梱包への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックを使用している場合)

(9) 家電製品

該当するいずれかのラベルがある(複数貼られている場合もある)か、もしくは判断基準を満たしているもの

参考となる環境ラベル等



グリーン購入法
適合商品



エコマーク



省エネ
ラベリング制度



統一省エネ
ラベル

* 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫は、省エネラベル緑色のマーク製品のうち、2021年度を目標年度とする省エネ法トップランナー基準達成率 100%以上の製品は判断の基準の「基準値 2」を満たしています。
* 統一省エネラベルは、省エネ基準達成率で適合性を確認することができます。

特定調達品目	該当ラベル	判断基準	配慮事項										
電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	  	- エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと 【電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫】 基準値1:省エネ基準達成率105%以上 基準値2:省エネ基準達成率100%以上 【電気冷凍庫】 基準値1:省エネ基準達成率110%以上 基準値2:省エネ基準達成率100%以上 - 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 - 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること(電気冷凍庫を除く)	- 部品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 - 再生プラスチックが部品に使用されていること。 - 塗料は有機溶剤及び臭気が少ないものであること。 - 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 - 包装材等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。										
テレビジョン受信機	   	- エネルギー消費効率が、省エネ法トップランナー基準に基づく下記の達成基準を満たすこと <table border="1"><thead><tr><th>パネル種類及び画素数</th><th>省エネ基準達成率／達成率基準値</th></tr></thead><tbody><tr><td>液晶2K未満</td><td>75%程度以上(100/133)</td></tr><tr><td>液晶2K以上4K未満</td><td>100%以上(100/100)</td></tr><tr><td>液晶4K以上</td><td>71%程度以上(100/141)</td></tr><tr><td>有機EL</td><td>85%程度以上(100/118)</td></tr></tbody></table> ※ 付加機能を有するものは、機能ごとの想定消費電力量が許容される。 ※ 8Kテレビは対象外。 - リモコン待機時の消費電力0.5W 以下 - 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること	パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率／達成率基準値	液晶2K未満	75%程度以上(100/133)	液晶2K以上4K未満	100%以上(100/100)	液晶4K以上	71%程度以上(100/141)	有機EL	85%程度以上(100/118)	- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。 - 製品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 - 再生プラスチックが部品に使用されていること。 - 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 - 包装材等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。
パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率／達成率基準値												
液晶2K未満	75%程度以上(100/133)												
液晶2K以上4K未満	100%以上(100/100)												
液晶4K以上	71%程度以上(100/141)												
有機EL	85%程度以上(100/118)												
電子レンジ (オープンレンジ含む)	 	- 省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準100%以上達成 - 待機時消費電力0.05W未満 - 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 *省エネラベル緑色のものは、消費電力に係る判断の基準を満たしています。	- 再利用または再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 - 再利用または再生プラスチックが部品に使用されていること。 - 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 - 包装材等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。										

(10) 照明

該当するいずれかのラベルがある(複数貼られている場合もある)か、もしくは判断基準を満たしているもの

参考となる環境ラベル等



グリーン購入法適合商



エコマーク

*エコマーク商品類型
(NO.150)の電球形 LED ランプ
認定品はグリーン購入法に適合

特定調達品目	該当ラベル	判断基準	配慮事項																							
電球形LEDランプ	グリーン購入法 適合	・以下のランプ効率、演色性能評価数(Ra)、定格寿命を満たすこと、又はエコマーク認定基準若しくはそれと同等の基準を満たすこと。 <table><tr><th rowspan="2">光源色</th><th colspan="2">ランプ効率</th><th rowspan="2">演色性 (Ra)</th><th rowspan="2">定格寿命</th></tr><tr><th>E26/E17 口金 GX53 口金</th><th>左記以外</th></tr><tr><td>昼光色</td><td rowspan="3">110.0 lm/W 以上</td><td rowspan="3">80 lm/W 以上</td><td rowspan="4">Ra70 以上</td><td rowspan="4">40,000 時間以上</td></tr><tr><td>昼白色</td></tr><tr><td>白色</td></tr><tr><td>温白色</td><td rowspan="2">98.6 lm/W 以上</td><td rowspan="2">70 lm/W 以上</td></tr><tr><td>電球色</td></tr><tr><td>ビーム開き 90 度未満の反射形</td><td>-</td><td>50 lm/W 以上</td><td>Ra70 以上</td><td>30,000 時間以上</td></tr></table> ※電源電圧 50V 以下、Ra90 以上、調光器対応機能付きの場合は、E26/E17 口金、GX53口金以外の基準を適用。調光・調色対応ランプは基準値(最大消費電力時)から 5 lm/W 緩和。	光源色	ランプ効率		演色性 (Ra)	定格寿命	E26/E17 口金 GX53 口金	左記以外	昼光色	110.0 lm/W 以上	80 lm/W 以上	Ra70 以上	40,000 時間以上	昼白色	白色	温白色	98.6 lm/W 以上	70 lm/W 以上	電球色	ビーム開き 90 度未満の反射形	-	50 lm/W 以上	Ra70 以上	30,000 時間以上	・定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。 ・ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ・包装は簡易であって、再生利用が容易・廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
	光源色	ランプ効率		演色性 (Ra)	定格寿命																					
E26/E17 口金 GX53 口金		左記以外																								
昼光色	110.0 lm/W 以上	80 lm/W 以上	Ra70 以上	40,000 時間以上																						
昼白色																										
白色																										
温白色	98.6 lm/W 以上	70 lm/W 以上																								
電球色																										
ビーム開き 90 度未満の反射形	-	50 lm/W 以上	Ra70 以上	30,000 時間以上																						
		・蛍光ランプ、電球形蛍光ランプは、令和5年度からはグリーン購入法の対象外としている。 ・一般照明用の電球形 LED ランプのみが対象。 電球形 LED ランプのうち、昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは対象外とする。 ・ランプ単体で調達する場合は、直管形の LED ランプは対象外。																								

(11) 自動車

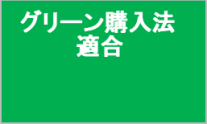
該当するいずれかのラベルがある(複数貼られている場合もある)か、もしくは判断基準を満たしているもの



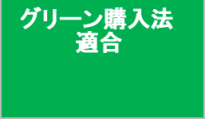
低燃費タイヤ統一マーク

特定調達品目	該当ラベル	判断基準	配慮事項
自動車		【下記のいずれかの自動車であること】 1. 下に掲げる電動車及び次世代自動車であること (ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車は燃費基準あり) ●電気自動車 ●天然ガス自動車 ●ハイブリッド自動車 ●プラグインハイブリッド自動車 ●燃料電池自動車 ●水素自動車 ●クリーンディーゼル自動車(乗車定員10人以下の乗用自動車に限る) 2. ガソリン車、ディーゼル車(クリーンディーゼル自動車を除く)、LP ガス車については、燃費基準及び排出ガス基準を満たすこと	- カーエアコンの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること - 長寿命化、省資源化、部品の再使用、材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること - 再生材が可能な限り使用されていること - バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維が可能な限り使用されていること - エコドライブ支援機能を搭載していること
乗用車用タイヤ		1. 以下の転がり抵抗及びウェットグリップ性能を満たすこと。 基準値1: 転がり抵抗係数 7.7 以下かつウェットグリップ性能が 110 以上であること。 基準値2: 転がり抵抗係数 9.0 以下かつウェットグリップ性能が 110 以上であること。 2. スパイクタイヤでないこと	- 製品の長寿命化に配慮されていること。 - 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 - 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮していること - 包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること

(12) 消火器

該当するいずれかのラベルがある(複数貼られている場合もある)か、もしくは判断基準を満たしているもの	参考となる環境ラベル等  グリーン購入法適合商品  エコマーク *エコマーク(NO.127)認定品は、グリーン購入法に適合しています。		
特定調達品目	該当ラベル	判断基準	配慮事項
消火器 (消火薬剤の詰替用含む)	グリーン購入法適合 	次の要件を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 - 消火薬剤の40%以上が再生薬剤であること - 廃消火器の回収システムがあり、適正処理されるシステムがあること	- 材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 - 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 - 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。 - 設置台、収納箱等への再生プラスチックの使用、使用後の回収、再使用、再生利用の実施。 - 塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 - 包装の単一素材化、簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 - 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

(13) 作業手袋

該当するいずれかのラベルがある(複数貼られている場合もある)か、もしくは判断基準を満たしているもの	参考となる環境ラベル等  グリーン購入法適合商品  エコマーク *エコマーク(NO.103)認定品は、グリーン購入法に適合しています。		
特定調達品目	該当ラベル	判断基準	配慮事項
作業手袋 (軍手等)	グリーン購入法適合 	【次のいずれかを満たすこと】 - 再生PET 樹脂配合率が50%以上 - ポストコンシューマ材料からなる繊維が50%以上 - 未利用繊維が50%以上 - 植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上	- 未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く) - 漂白剤を使用していないこと

(14) 衛生用品

該当するいずれかのラベルがある(複数貼られている場合もある)か、もしくは判断基準を満たしているもの	参考となる環境ラベル等  グリーン購入法適合商品  エコマーク		
特定調達品目	該当ラベル	判断基準	配慮事項
石鹼		・環境に配慮したものであること ・合成洗剤以外のもの	・可能なかぎり、無添加せつげんとすること
トイレットペーパー		・古紙パルプ配合率が100%であること	・シングル巻きで、ロールは芯が狭い又は芯なしタイプであること
ティッシュペーパー			

5 公共工事関係

(1) 公共工事における資材・建設機械・工法及び目的物

ア 目的

多摩市の発注する公共工事においては、資材・建設機械・工法及び目的物の調達に際して、十分な環境配慮を行い、環境負荷の低減を図るものとし、以下の事項に基づき調達を行う。

イ 基本的考え方

本方針の作成に当たっては、以下の基本的考え方に基づき、環境物品等及び環境影響物品等の選択を行う。

(ア) 環境物品等の使用の推進 公共工事(道路、公園、市街地整備、庁舎営繕、公営住宅、廃棄物、水道、下水道、教育、医療、福祉。以下同じ。)の実施に当たっては、以下の基本的考え方に基づき、環境物品等の使用を推進する。	
a	建設資源循環への寄与 ○建設工事から発生する建設副産物をもとに製造等される資材、建設機械、工法、目的物の使用を推進し、建設資源循環の構築を図る。
b	廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化 ○一般廃棄物焼却灰、浄水場発生土、下水汚泥焼却灰など廃棄物処理に伴う副産物をもとに製造等される資材、建設機械、工法、目的物の使用を推進し、廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化を図る。
c	他産業廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化 ○他産業から発生する廃棄物の処理に伴う副産物をもとに製造等される資材、建設機械、工法、目的物の使用を推進し、廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化を図る。
d	都内産の資材の活用 ○多摩産材をはじめとする国産木材、都市鉱山(都内の建築物や土木工作物に蓄積された鉄、コンクリート、アスファルト・コンクリートなど)、街の森(都内の住宅等に蓄積された木材など)、その他都内で発生する廃棄物などから製造等される資材、工法、目的物の使用を推進し、建設資源の循環、森林の育成、自然環境の保全、地場産業の振興等を図る。
(イ) 環境影響物品等の使用抑制 公共工事の実施に当たっては、以下の環境影響物品等の使用を抑制する。	
	○原材料の調達や製造に環境破壊を伴うもの、使用することにより環境に悪影響を与えるもの、エネルギーや資源を浪費するもの等、環境影響物品等の使用を抑制し、市民の健康で安全な生活の確保、自然環境の保全等を図る。 (例) ・フロン含有資材 ・アスベスト含有資材 ・適切に管理されていない森林から伐採された熱帯雨林合板 ・鉛や六価クロムを含む顔料、揮発性有機化合物(VOC)を大気中に排出する塗料や資材 ・六価クロム、水銀、カドミウム、鉛及び難燃剤にポリ臭化ビフェニール及びポリ臭化ジフェニルエーテルを含む資材 ・ホルムアルデヒドやクロルピリホスなどのシックハウス原因物質を放出する資材 ・山砂等を土砂利用工事に使用する場合 ・その他環境に影響を与えるもの
(ウ) 公共工事での環境配慮 公共工事の実施に当たっては、環境配慮を行うものとし、本方針に基づくほか、関係法令・各種計画・指針類等を遵守若しくは準拠・整合する。	

ウ 適用範囲

本ガイドラインは、多摩市が施行する公共工事において、多摩市グリーン購入推進方針及び多摩市グリーン購入ガイドラインの主旨に基づき適用するものとする。

また、資材・建設機械・工法及び目的物の調達に際しては、東京都環境物品調達方針を準用するものとし、「環境物品等(特定品目)使用予定(実績)チェックリスト」等の作成は、起工額500万円以上の公共工事を対象とするが、それ未満の工事においても、各所管が必要と認めるものは作成することができるものとする。

6 普及・啓発等に係る環境配慮

(1) イベントの運営

ア 目的

市が主催する事業におけるイベントの運営においては、実施に必要な設営資材、物資等の調達に際して、多摩市役所庁内におけるプラスチック削減方針に基づきプラスチック削減を強化するとともに、十分な環境配慮を行い環境負荷の低減を図るものとし、以下の項目に基づき調達を行う。

イ 基本的考え方

以下の基本的考え方に基づき、市が主催する事業のイベントの運営(委託を含む)において、プラスチック製容器包装の使用削減に資する選択を行う。

リユース食器の使用を推奨・ワンウェイプラスチック容器の使用削減

(ア)ワンウェイプラスチック製品(一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製品)の使用を削減すること。

プラスチックを使用する場合の考え方は次のとおりとする。

a.リユース(飲食提供時の食器など)

b.再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの(※1)への転換

- ・グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、本ガイドラインの基準を満たしている物品を使用すること。

- ・グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。

ただし、イベントの運営や利用者(高齢者、乳幼児、身体上の障害を持つ方等)の飲食に支障を来す場合はこの限りではない。

※1:製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたもの。

(イ)イベントにおいて使用された物品については、可能な限り、リユースを行うこと。

(ウ)イベントにおいて使用された物品の再生利用のためのシステムがあること及び、会場における分別の徹底などの取組が行われていること。

(エ)容器包装の過剰な使用を抑制するための取組(※2)又は来場者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組(※3)が行われていること。

※2:紙やプラスチック製の容器包装を使用しないこと、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することなど

※3:商品の販売時にレジ袋を有償で販売すること、レジ袋の必要の有無を来場者に確認することなどの措置

(オ)飲食を提供する場合に、提供する飲食物の量の調整や、食べ切り推奨の啓発などにより、食品ロスを削減する取組が行われていること。

ウ 適用範囲

市が主催する事業のイベントの運営において、多摩市グリーン購入推進方針及び多摩市グリーン購入ガイドラインの主旨に基づき適用するものとする。

(2) ノベルティ等提供物の調達

ア 目的

ウ 適用範囲

市予算で作成する又は他から提供を受けるノベルティ等提供物において、多摩市グリーン購入推進方針及び多摩市グリーン購入ガイドラインの主旨に基づき適用するものとする。

市が主催する事業等で配布するノベルティ等提供物の調達に際して、多摩市役所庁内におけるプラスチック削減方針に基づきプラスチック削減を強化するとともに、十分な環境配慮を行い環境負荷の低減を図るものとし、以下の項目に基づき調達を行う。

イ 基本的考え方

以下の基本的考え方に基づき、ノベルティ等提供物の調達においてプラスチックを使用する場合は、再生プラスチックやバイオマスプラスチック等の選択を行う。

ワンウェイプラスチック製品の使用削減

(ア) ワンウェイプラスチック製品の使用を削減すること。

プラスチックを使用する場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用すること。

- ・グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、本ガイドラインの基準を満たしている物品を調達すること。
- ・グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。

ただし、提供物の強度や耐久性、安全性などに支障を来す場合など、やむを得ない場合は、この限りではない。

(イ) 容器包装の過剰な使用を抑制すること(※1)。

※1: 紙やプラスチック製の容器包装を使用しないこと、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することなど

ウ 適用範囲

市予算で作成する又は他から提供を受けるノベルティ等提供物において、多摩市グリーン購入推進方針及び多摩市グリーン購入ガイドラインの主旨に基づき適用するものとする。

7 会議運営

(1) 会議運営

ア 目的

市が主催又は市管理施設で開催する会議の運営にあたり、多摩市役所庁内におけるプラスチック削減方針に基づきプラスチック削減を強化するとともに、十分な環境配慮を行い環境負荷の低減を図るものとし、以下の項目に基づき調達を行う。

イ 基本的考え方

以下の基本的考え方に基づき、市が主催又は市管理施設で開催する会議においてペットボトル及びプラスチック製の飲料容器の使用を止め、マイボトルの持ち込みを推奨する。

ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装の削減
(ア) 飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 a. ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装(※1)を削減すること。 b. マイボトル等繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装(※2)の返却・回収が行われること。 ただし、高齢者、乳幼児、身体上の障害を持つ方等会議参加者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。 ※1: 一般的に、一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、ペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等 ※2: アルミ缶やスチール缶、紙パックなどの円滑なリサイクルが進んでいるもので、プラスチック製以外のもの (イ) 会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。なお、新規に物品を購入する場合は、グリーン購入ガイドによること。 (ウ) 資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること

ウ 適用範囲

市が主催又は市管理施設で開催する会議の運営において、多摩市グリーン購入推進方針及び多摩市グリーン購入ガイドラインの主旨に基づき適用するものとする。

<グリーン購入ガイドライン 改版履歴>

改正年月	版数	主要変更内容
平成18年9月	初版	
平成21年4月	第2版	物品関係の一部修正等、公共工事関係の一部修正
平成30年9月	第3版	物品関係の全部修正、公共工事関係の一部修正
令和元年9月	第4版	物品関係の一部修正
令和2年9月	第5版	物品関係の一部修正、公共工事関係の一部修正、普及啓発等に係る環境配慮・会議運営追加
令和3年9月	第6版	物品関係の一部修正
令和4年9月	第7版	物品関係の一部修正
令和5年9月	第8版	物品関係の一部修正
令和6年9月	第9版	物品関係の一部修正
令和7年9月	第10版	物品関係の一部修正